

## 2 外国免許切替審査の必要書類

埼玉県運転免許試験課

<p>外国の運転免許証</p>	<p>① <b>有効な外国の運転免許証(現物)</b> ※ 電子免許証や国際免許証は切替不可です。                  ② 運転免許取得日、交付日が記載されていない運転免許用の場合や2種目以上の運転免許を取得している方は、別途免許取得日、交付日がわかる書面が必要です。                  ③ 運転免許証の有効期限の満了日が近い方は、更新手続後に外国免許切替審査事務の手続きを行います。(まず、有効期限が近い運転免許を更新後、外国免許切替書類審査に必要な書類を準備し、予約をお取りください。)                  ※ 現状、知識・技能確認の予約が大変取りづらい状況となっています。</p>
<p>外国免許証の翻訳文</p>	<p>① 当該免許証(有効な外国の運転免許証(現物))を発給した外国等の行政庁等、領事機関が作成したもの。                  ② 上記以外で有効な翻訳文は、日本自動車連盟(JAF)、ジップラス株式会社、ドイツ自動車連盟、台湾日本関係協会のいずれかの機関が作成したものに限りま。</p>
<p>パスポート (現在有効なもの)</p>	<p>① 運転免許を取得した国に、運転免許を取得(交付されて)してから、通算して<b>3か月以上の滞在</b>が必要となるため、これを確認します。                  ② 外国の免許の経歴にかかる古いパスポートは、全てお持ちになることをお勧めします。(重国籍の方は、それぞれの国のパスポートが必要となります。)                  ③ 出入国の際に自動化ゲートを利用している場合や出入国スタンプの押印を必要としない国の免許をお持ちの方は、<b>出入国記録証明書を取得</b>してください。                  ※ 出入国記録証明書の取得ができない方は、滞在期間証明書類の提出が必要になります。3「国別必要書類及び滞在期間証明書類注意事項」を確認ください。</p>
<p>住民票の写し (6か月以内)</p>	<p>① <b>外国籍の方(在留カードの提示も必要です。)</b>                  有効な特定事項が記載された住民票の写し1通(コピー不可、個人番号未記載)                  特定事項とは、【国籍、在留資格、在留期間、在留期間の満了日、在留カード番号又は特別永住者証明書番号、住民基本台帳法第30条の45(昭和42年法律第81号)に規定する区分】のこと。                  ② <b>日本国籍の方</b>                  本籍が記載された住民票の写し1通(コピー不可、個人番号未記載)                  住民票を除票している場合は、『<b>戸籍謄本又は戸籍抄本</b>に加え、一時滞在所(日本に滞在する間の「生活本拠」とする場所(埼玉県内))が証明できる書面』の原本が必要。                  ※ 一時滞在所が証明できる書面とは                  (例) 実家等に滞在する場合、滞在先世帯主の住民票を取得し、その裏面に、世帯主と滞在者との続柄、滞在期間、作成日、世帯主本人の署名を記入したもの。                  (例) 空き家の自宅に滞在する場合は、住民票を除票(本籍地記載)及び本人名義の納税証明書等空き家の自宅住所が確認できる公機関で発行したもの。</p>
<p>日本の運転免許証 (お持ちの方のみ)</p>	<p>「<b>運転免許証</b>」又は「<b>マイナ免許証</b>」もしくは「<b>両方(運転免許証とマイナ免許)</b>」取得している方は、全てを持参してください。 ※ 失効(有効期限切れ)したものも含む。</p>
<p>申請用写真 (申請書類添付用)</p>	<p>① 縦3センチメートル×横2.4センチメートルのもの3枚                  ② 無帽(宗教上や医療上の理由がある場合は除く。)、正面、上三分身、無背景で6か月以内に撮影したもの                  ※ 自宅で撮影した写真や過度な修正・補正されている写真は、撮り直しとなります。                  顔に影があるもの、目に前髪や眼鏡が重なっているもの、粒子が粗いもの、写真のサイズに対して顔が小さいもの等は使用できませんので、ご注意ください。</p>
<p>住民基本台帳法の適用を受けない方</p>	<p>① 外務省の発行する身分証明書                  『外交官身分証明書、領事館身分証明書、身分証明書、国際機関職員身分証明書』                  ② 権限のある機関が発行する身分を証明する書類                  ・ 外交又は公用の在留資格が表示された証印                  ・ 在留資格認定証明書                  ・ 日本国領事館等の査証を受け、及び在留資格認定証明書の交付を受けることができる在留資格が表示されている上陸許可の認証をされた書類                  ・ 在日米軍の構成員の身分証明書                  上記のうちいずれか1つは、必ず提示していただきます。                  それに加え、『公の機関が発行した住所を確かめるに足りる書類又はこれに準ずるもの』の提出が必要です。                  ※ ① 外交官身分証明書に個人の居住表示がある方は、住所確認書類は不要</p>